

令和6年9月より

認可保育施設利用の0～2歳児を対象として

保育料の無償化の対象が 第2子まで 広がります。

<認可外保育施設は対象外です>

令和6年8月まで

年収360万円以上の場合、
小学生以上と認可外保育施設等の
利用児童はカウント対象外

第2子は半額
(第3子以降は無償)

令和6年9月以降

小学生以上と認可外保育施設等の
利用児童もカウント

第2子の保育料を無償化

制度変更
イメージ

年収360万円以上相当の世帯

NEW!

令和6年8月まで

令和6年9月以降

小学生以上



(第1子)

第1子が
カウント対象外



(第1子)

第1子として
カウントする

第2子は
“無償”に

認可
保育
施設

0～2歳



(第2子)

第1子の扱い

保育料
全額



(第2子)

第2子の扱い

無償



(第3子)

第2子の扱い

半額



(第3子)

第3子の扱い

無償

第3子のため“無償”

- 保育所へご入所中で制度改正により無償となる方であっても、令和6年8月分保育料【10月28日(月)納期限】まではお支払いが必要です。
令和6年9月分保育料【11月お支払い分】から無償となります。
- 認定こども園・地域型保育事業をご利用中の場合のお支払い時期については各施設へお尋ねください。
- 大阪市民が対象です。
- 詳しくは本市ホームページ(右のQRコード)をご参照ください。



【お問い合わせ】

お住まいの区保健福祉センター 保育担当

または こども青少年局幼保企画課 幼保利用グループ

TEL.06-6208-8106